

# 子どもの権利条約



〔目次〕

- 国内の動き ..... 2~3
- \*児童福祉と権利条約 (長谷川重夫)
- \*グループ紹介
- 子どものページ..... 4~5
- \*子どもの権利条約を読んで
- 海外の動き ..... 6~7
- \*カナダ「国内行動計画」
- \*ワルシャワ訪問記——ポーランドとコルチャック
- 会員の声 ..... 8

題字イラスト/土田義晴

## ネットワーク設立1周年に向けて

——11月8日の総会にこそぞってご参加を

子どもの権利条約の批准・加入国は123か国になりました。条約の実施に向けて「子どもの権利委員会」もこの9月末にジュネーブで第2回の会議を開催し、「武力紛争下の子どもの保護」の問題など実質審議を開始しています。まもなく批准国から提出された報告書の審議も始まります。

このように急ピッチで進む条約実施への国際的な動きの中で、日本はいまだに国会において条約批准承認案が宙に浮いたままの状態です。先のPKO国会に引き続き今回の臨時国会は佐川急便事件で大揺れですので、条約の実質審議は次の通常国会(来年1月)に持ち越される気配です。

私たちは、国内外のこのような動きをふまえて、よりしっかりと根をおろした存在感のあるネットワークづくりに取り組む必要があると考えています。

★「個人参加」の意義

一つは、ネットワークの持ち味のひとつである「個人としての参加」の意義をより実践的に確かめていく必要があります。今回、ネットワーク設立1周年記念イベントとして「激論! 子どもの権利条約」を企画したのもその

ためです。世代をこえて、職種や立場をこえて、個人として本音をぶつけあい、いま子どもの権利条約実現にとつて何が求められているのか、を「激論」してみたいのです。

★国際ネットワークづくり

二つには、条約実施にむけての国際ネットワークづくりの第一歩が始まったことです。ジュネーブで開催された子どもの権利委員会に対して、わがネットワークとして初めて傍聴団を派遣し、委員会に参加したNOG等との交流や情報交換が行なわれました。第2回総会ではこの傍聴団から、委員会の傍聴の報告や世界の新しい情報・資料の提供があると思います。

★情報・資料センターに向けて

三つには、条約の普及のための情報・資料センターとしてさまざまな出版計画が建てられてきたことです。当初第2回総会に間に合うよう編集に努力していた『子どもの権利条約——学習と実践の手引』(エイデル研究所刊)は、ジュネーブで入手した貴重な資料も加えるため11月20日を目標に刊行するこ

とになりました。昨年7月、ネットワークに関わる若者・学生たちによる文献カード作成から始まった条約関係文献目録もこの手引に収録されます。また、ネットワークの会員の熱意と期待と要望の中で、谷川俊太郎さんとネットワークの共同編集による『谷川版・子どもの権利条約』(仮称/こうち書房)の刊行準備も行なわれています。

以上のとおり、発足後この1年間、ネットワークらしい活動が始まっていますが、まだまだ端緒にすぎた段階です。会員も280名(10月10日現在)と当初予算案で予定した410名に足りません。事務所スタッフも足りず、多くの会員の方々のささげが必要ですが、ネットワークの新たな飛躍のため、総会への積極的な参加をお願いします。

1992年10月10日 喜多明人

★『子どもの権利条約——学習と実践の手引』(エイデル研究所刊)

〈文献目録〉や、条約をより深く理解するために必要な情報をまとめた〈資料編〉に加えて、国内外の動きの概括、子どもの権利委員会の活動を中心とする条約の実施措置の説明など、解説と基本資料も充実。子どもの権利委員会ガイドラインや手続規則をはじめ、OAU(アフリカ統一機構)が1990年7月に採択した「子どもの権利および福祉に関するアフリカ憲章」など、本邦初公開の資料も収録した。予価2000円。お楽しみに。

# 児童福祉と子どもの権利条約

——長谷川 重夫

「児童は危機的段階におかれている」  
——これは1963年にわが国の厚生省児童家庭局（当時は児童局）が発行した『児童福祉白書』の冒頭で、高度経済成長期の日本の子ども状況に警告を發した適確な指摘でした。

あれから30年の今日、経済大困を謳歌する現代の日本の子ども状況はどうか。——。当時はほとんど問題化されなかつた家庭内暴力、校内暴力、いじめ、児童虐待、万引き、性非行、不登校等々のどれ一つを取り上げてみても問題状況は悪化してきています。その背景には、離婚の増加、会社人間に象徴される父親の不在、母親の育児ノイローゼや家庭養育での手抜き等の家族問題をはじめ、土地・住宅問題、自然の遊び場の喪失、教育競争の激化、地域コミュニティの崩壊等々の社会間



題があります。各種の障害をもつ子どもの出現率も減少せず、わけても無職・無業、非行等のより一層の増加が懸念される思春期児童に対しては無策といつてもよいです、新たにエイズ問題も加わってきています。こうした家庭病理・社会病理現象の増加は、63年当時の危機的段階を遙かに越えたきわめて深刻な状況と断じても誤りではな

## 「児童は危機的段階におかれている」

——1963年『児童福祉白書』より

いと思います。

このような状況に対して国や自治体の公的責任としての取組みはどうだったのか。奇しくも前記白書の10年後の73年がようやく福祉元年と称せられたほどに、戦後政治は経済最優先のひた

走りでした。しかも73年以降は経済の低成長とともに、高齢者問題が急速に浮上し、高齢者福祉が福祉の中核となる一方で、児童福祉施策は停滞化しつつある今日に至っているといつてもよいでしょう。すでに児童福祉万般が好ましい水準に到達しているの停滞ならまだしも、戦後の荒廃期の低水準そのま

ま、あるいはそれに近い状態のまま放置されているの停滞だけに実態は深刻です。

たとえば児童相談所についてみると、設置数はいまも172か所どまり（当初目標200か所）、児童福祉司の配置基準も人口10万から13万に1名という戦後基準そのままです。児童福祉施設面では、最も基幹となる保母・指導員の配置基準は、保育所では4〜5歳児の場合幼児30名に1名です、子どもと毎日24時間、そして1年間施設関連業務を1日たりとも休めない入所施設では、養護施設や虚弱児施設で児童6名対保母等1名、教護院や盲ろうあ

児施設でも5名対1名という低水準です。子どもの居室についても1名あたり2・47平方メートル（畳1帖半）という戦後時代の最低基準そのままなのです。

こうした遅れのほかに、法制度そのものの前近代性も指摘しなければなりません。たとえば児童虐待が増加している中で、それが発見されても、親権優先主義から適切な方法が講じられたい欠陥がそのままです。児童福祉法第25条の現行禁止規定では少女の買春やポルノ利用を防止することはきわめて困難です。

このほか問題は枚挙にいとまなくあるのですが、こうした制度面の遅れと、現場のわれわれも含めてその根底にある子どもの人権軽視の精神構造が、適確に判断できる基準が権利条約にあると思えます。

とくに意見表明権をはじめ市民的自由の保障は、欧米の施設や里親ケアですすでに一般化していることと理解しています。わが国の場合、たとえば施設入所では親権者の同意は得ても子どもの意見を聴くことはほとんどなかつたことでしょう。このため、過渡的に福祉ワーカーと子ども間に相剋が起ることも予想され、そこではワーカーの正しい子ども観と、それに根ざした専門性が求められますし、児童相談所や児童福祉施設の抜本的変容も必要となりましょう。

このほか権利条約では親の役割も重視されていますが、このことは、子どもの幸福は家族の幸福に直結することを意味しています。国連では1994年を「国際家族年」に決定しています。権利条約の正しい公定訳への改編、関係法令の改正、遅れている現場基幹への財政措置等とともに、家族福祉の視点からも権利条約が活かされることを切望してやみません。

（養護施設・東京育成園園長）  
◆別冊発達第12号「子どもの権利条約と児童の福祉」（一番ヶ瀬康子・長谷川重夫・吉沢英子編、ミネルヴァ書房）  
||上記写真||2200円||も参照。

## NGO

### 国際子どもの権利センター

いままで長く、ユニセフやアムネスティなどの活動をしてきた市民が中心になり、新しいNGO「国際子ども権利センター」が発足しました。

アジアをはじめ、南の多くの国々では、栄養失調や感染症、児童労働、児童売春、児童虐待、人身売買、戦争や人権抑圧、家庭喪失や路上生活、貧困、エイズに苦しむ子どもたちの姿があります。子どもの権利条約が生まれながら、日本で国際協力の立場から条約を理解し、広く運動を進めていこうとするところがあります。これもあり、私たちとしては、日本社会と南の世界との関係の問題をふまえながら、第三世界の子どもたちの問題にむけて活動していきたいと考えています。

具体的には次の3つの柱をもって活動していく予定です。

① 国際的な子どもたちの権利にかかわる諸活動（救援活動や子どもたちの権利条約の広報活動）

② 南北問題の学習や私たちの生活の在り方を見なおす開発教育などの国際理解教育活動

③ 関係のNGOや国産機関との連携・ネットワークキングの活動

この9月に発足記念シンポジウムを開催、毎月「子どもの権利条約入門セミナー」や「開発教育入門ワークショップ

ブ」などを実施します。11月からはクレヨンハウスの『月刊子ども』で連載企画を開始し、以前国産機関・NGO関係者で編集した『チルドレンズ・ライツ』いま、世界の子どもたちは』（日本評論社）の新しい出版企画も、いづれ進めていきたいと考えています。

いまは発足したばかりで、人材・財政・活動の方向性など、多くの課題を抱えています。会員もまだ120人ほどです。これからぼちぼち組織の足腰を鍛え、活動の中身を育てていきたいと考えています。会員募集中。ご興味あるかたは、資料をご請求ください。（栗野真造）

◆ 国際子ども権利センター  
〒531 大阪市北区本庄東1-18-14 アシスト90 401号

TEL FAX 06・375・5466



今年5月末、「子どもオンブズマン研究会」（代表／中川明井弁護士）が発足しました。豊田キヨ子さん（せたがや教育フォーラム）、保坂展人さん（青生舎）、奥津茂樹さん（情報公開法を求める市民運動）などが事務局に参加。1年後をめどに子どもオンブズマン設置のための条例案を作ろうと、現在学習会を続けています。

ノルウェーやコスタリカでは、子どもの権利を守ることを目的とするオンブズマンがすでに設置され、子どもからの訴えを調査して関係機関に勧告を出すなどの活動を行ってきました（海外の動きについては、日弁連が出しているパンフレット『子どもの権利オンブズマン』を参照）。日本では川崎市に「市民オンブズマン」、中野区に「福祉オンブズマン」が設置されていますが、子どもの問題を専門にしているオンブズマンはまだありません。

とはいえ、とくに学校の問題（校則・体罰など）に関して各地の弁護士連合会が勧告を出すなど、それに類した活動はこれまで続けられています。川崎市のオンブズマンも体罰問題で川崎市教委に勧告を出し、市教委はその勧告を受けて、体罰を行わないようにするための手引書を作るなど、一定の成果をあげてきました。

子どものためのオンブズマン設置にあたっては、①子どもが容易にアクセスでき、オンブズマンに訴えてもまわりから不利益を受けないような制度をどのように作ることができるか、②オンブズマンがどの程度の調査権限を持つことができるか（内部文書をはじめとするあらゆる情報にアクセスすることができるのか）、③法的拘束力を持たないオンブズマンの勧告等をどの程度尊重させることができるか——などが検討事項としてあげられています。

日弁連・少年法「改正」対策本部も昨年11月の人権擁護大会（宇都宮）で採択されたオンブズマン設置の決議を具体的に発展させていこうと、この夏の合宿でオンブズマンのことを取り上げました。子どもオンブズマン設置に向けての機運は、徐々にではありますが盛り上がりつつあります。研究会では月1回ほどのペースで学習会が続いていますので、興味のあるかたは参加してみてください。（平野裕二）

◆ 研究会へのお問い合わせはARRCの平野まで。  
TEL 03・3418・1954  
〒154-91 世田谷郵便局  
私書箱121号「ARRC」

## NGO

### 子どもオンブズマン研究会

Two students in high school read the Convention on the Rights of the Child, pointing out that it is important but as well as difficult for children to understand.

# 高校生が読む「子どもの権利条約」

## 小さな力を合わせ、 次の社会をつくりあげていくために

私は、この「子どもの権利条約」を読み、次の2つのことを思いました。

まず第一に、これはいろいろな場所で言われていることなのですが、文章がむずかしく理解しにくいことです。条約の名前からして子どものための権利条約なのですから、もっと子どもたちを中心とし、子どもたちが十分条約の内容を得られるような文章の書き方にしたほうが良いのではないかと思いました。とくに前文は、読んでいくに従いただ文字だけを追うような感じになってしまい、とても内容が取りにくかったです。そして、前文がわかりにくかったために、何だかそれから続く数々の条文を読むのが少しめんどうになってしまっただけでした。

第二の点は、この内容を見ていると締約国だけがこの条約に基づき子どもたちの権利を守らなければならないように書いてあるのは少しおかしいのではないかという点です。世界中のすべ

ての子どもが本当に人間らしい生活を遅れるようにするために、世界中の国々がこの条約に基づき権利を子どもたちに認めるべきではないのでしょうか。経済的に、または行政的に多少の困難があったとしても、この「子どもの権利条約」の締約国になったという意識を持てば、少しでも以前よりはその国の子どもたちの生活は向上されるのではないのでしょうか。

それに、いま現在この条約の締約国



だけがこの権利を子どもたちに認めたとしても、たとえば貧しい国での少女たちに対する売春観光の増加や文盲率の増加という問題は解決されないのではないのでしょうか。いま、もしも世界のすべての国がこの条約を受け入れたとするならば、もっとお互いの連帯を深めることができ、子どもが安心して生活できるということが、もっと容易になるのではないかと思いました。だから、いまはとにかく世界のすべての国がこの条約に加入することを私は望みます。

最後に、この条約の最後のほうに書いてあった「国際協力」という言葉にこの条約の本当の意味が表されているような気がしました。大人ばかりに頼らず、私たち自身も自分たちの権利が守られるために生きていかなければいけません。子どもであるからこそ、小さな力を合わせ、協力しあい、人間として生活し、次の社会をつくり上げていくべきだと思います。この条約が本当に意味あるものとなるように、すべての人々がこの条約を心にとめ、1日1日を送っていったら素晴らしいことだなどと思いました。

(高1・宮沢亜希子)

今回感想を寄せてくれたお二人とも  
条文(国際教育法研究会訳)が読みにくい点を共通して指摘しています。

子ども向け」と銘打った訳や解説については本誌第2号(2頁)で簡単な紹介をしてありますので、ここでは書店で手に入れやすいものを中心にリストだけを掲げておきましょう。

\*名取弘文「こどものけんり」(佑学社)

\*伊藤書佳他「子ども発 知りたい国連子どもの権利条約」(ジャパン・マシニスト)

\*国連「子どもの権利条約」批准促進国民運動実行委員会「W.H.A.T.S? 国連子どもの権利条約」(労働旬報社)

なお、立正大学・喜多ゼミナールによる「小学生版・子どもの権利条約」(喜多ゼミ)03・5487・3313

3)もあいかわらずの好評。また、前回紹介できなかった「私たちの「子どもの権利条約」も出ましたのでご参照を(同編集委員会)06・3222・

9200南方同和地区解放会館内)。(平野)

●子ども語訳リスト●

## 「大人のための子どもの権利条約」ではなく すべての子どもにわかりやすい訳を

いままで僕たちは、「子どもだから」「判断力がないから」と理由をつけられて、大人であればごく当然に持っているはずの権利を持たされずにいました。そのために、たとえば学校で体罰を受け、それが発覚しても加害者は何のおとがめもない、というようなことがしばしばありました。

大人の社会では体罰なんてぜったいありません。なぜでしょう。それは、殴った時点で罪になってしまいうからです。逆に考えると、小学校から高校までの間、当然のように体罰が行なわれるのは、殴ったとしても罪は小さいからです。「何度言いつけてもわかんないから」というのはたてまえに過ぎません。それは幼児だけです。中

学生になれば、たいていは適正な判断力を持ち、高校生になれば、大人としての自覚も芽生えてきます。それなのに、人間としての権利が認められていなかったのです。

「子どもの権利条約」には、大まかに二つの権利が書かれています。一つは、子どもであるがため保護を受ける権利。もう一つは、人格を持った一人の人間であることを認められる権利。この二つは当然あるべきものなのですが、いまになってやっと子どもにも認められたのです。

こうして正式な形で宣言されたいま、僕たちにもっと「子どもの権利条約」と、自分に与えられた権利や義務をもっと深く理解する必要があります。この条

約ができたから何をやっても守られるということではなく、人間としての自覚を持ち、それに見合う行動をして初めてこの条約は役に立つものなのです。しかし！ 悲しいかな、この文章はとってもむずかしい!! 高校生の僕ですらわからないことがずいぶんあります。「促進」「尊重」「確保」……どう違うのでしょうか。これは「大人のための子どもの権利条約」ではないのです。すべての子どもにわからなければなりません。小さな子でも、自分が認められていること、守られていることを知り、高校生ともなれば、自分に課せられた権利・義務、そしてこの条約の意義を理解する必要があるのです。そのために僕は望みます。この条約が誰にでも理解できるよう（できれば具体例を挙げて）訳されることを。次に読んだときに「ああ、こころはこんな意味だったんか」と思えるようにしてほしいのです。期待しています。

(15歳・片岡 岳)

### ＜基本用語＞

●「締約国」＝「権利条約」を批准、または条約に加入した国のこと。「批准」とは「この条約を守り、その内容にあうように国内の法律や制度を改革します」と正式に宣言することで、「いずれ批准します」という意志を表明する手続を「署名」という。この署名をやらずに批准と同じ趣旨の宣言を行なうことが「加入」。なお、10月10日現在、締約国は109か国、署名国は133か国。

●「OAU (アフリカ統一機構)」＝1963年、アジスアベバで開かれたアフリカ首脳会議で発足した地域的政府間機構。ヨーロッパにおけるCE (欧州評議会)、南北アメリカにおけるOAS (米州機構)に相当し、こうした地域機構によって採択された人権文書が重要な意味を持つことが多い。しかし、子どもの権利の問題を「憲章」という法的拘束力を持つ文書に結実させた地域機構はOAUが初めて。CEでも、子どもの意見表明権などを中心とした文書が作成中らしい。

●「ヤヌシュ・コルチャック」＝ポーランドでいち早く子どもの人権を主張した小児科医・児童作家・教育者 (1878～1942)。アンジェイ・ワイダ監督による映画「コルチャック先生」によって日本でもよく知られるようになってきた。孤児院の中で子どもによる「裁判」や「議会」を組織し、「子どものための美しい国」(中村妙子訳/品文社)という童話では、10歳足らずで国王に就任したマッド1世が「子ども国会」を設立しようと悪戦苦闘するさまを描くなど、早くから子どもの自己決定権を視野に入れていたことでも注目されている。

### ★トピックス★

OAU (アフリカ統一機構)で1990年7月に採択された「子どもの権利および福祉に関するアフリカ憲章」には、次のような子どもの「義務」が記されています。

- (a) 親・年長者・老人に対する尊敬と援助。
- (b) 自分の身体的能力・知能を国家のために役立てること。
- (c) 社会的・国家的連帯の保持・強化。
- (d) アフリカの文化的価値の保持・強化。社会の道徳的福祉への貢献。
- (e) 自分の国の独立・統合の保持・強化。
- (f) アフリカの統一の促進に自分の能力を最大限貢献させること。

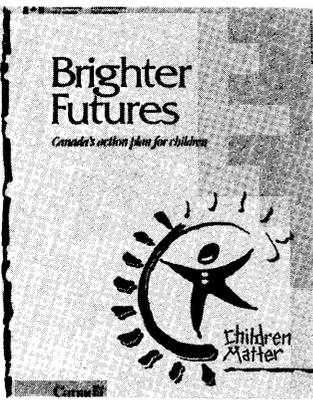
——アフリカの人権文書にはこのような「義務」が書かれることも多いのですが、どう思われますか？ ちょっと抽象的でわかりにくいかもしれませんが……この「アフリカ憲章」についてはいざいざ詳しく紹介する予定です。

# 「世界サミット」のフォローアップ—— カナダの国内行動計画『より明るい未来』

子どものための世界サミットが開催されたのは1990年9月29～30日、ニューヨークの国連本部においてであった。子どもの生存、保護および発達に関する世界宣言と世界宣言を実施するための行動計画が発表された。その行動計画の中に、すべての政府はサミットで約束した決意を実行するための行動計画を1991年末までに準備することが要請されていた。日本政府の行動計画は本誌第3号(92年4月20日発行)で紹介されているので、参照を。このたびはカナダ政府の行動計画より「明るい未来」(左写真参照)を入手したので、そのあらましを紹介する。

はじめに

第1章 カナダの歴史的背景  
 子どもに対する共同の責任



カナダの伝統的遺産

第2章 カナダの子どものための施策

子どもの権利

子どもの健康

子どもの成長と発達

社会における女性と女兒の地位

家族の役割

困難な状況にある子ども

教育

環境

第3章 世界の子どものための施策

子どもの権利

子どもの健康

子どもの成長と発達

社会における女性と女兒の地位

家族の役割

困難な状況にある子ども

教育

環境

紛争地帯の子ども

世界の貧困

第4章 カナダの挑戦

責任を共通するパートナー

カナダの家庭のニーズの変化に対応する

低収入で生活する

危険な状況に置かれている子ども

先住民の子ども

教育と学習

すべての子どもを尊重する

第5章 連邦政府による行動の方向

カナダ

活動の骨子

基本理念

現在までの行動

新たな提案

国際的な行動

現在までの行動

新たな提案

均衡のとれたアプローチ

次のステップ

子どもたちの世界

以上、翻訳で65ページにわたっている。第2章と第3章ではカナダ国内と世界との対比においてそれぞれの現状とその施策を記述しているが、カナダ

「より明るい未来を」からの抜粋

1991年5月の議会開演説の中で、カナダ政府は、カナダの子どもの教育・保護を改善するための行動計画を用意するという首相の約束を繰り返した。また、「サミット」のあとを受けた作業を担当する閣僚として国民保健福祉相を任命し、「宣言」に対するカナダの対応を調整するため、児童局を設置した。州政府でも、子どものニーズに焦点を置いた活動を調整するため、事務局をもうけたり、他の措置をとっているところがある。(中略)

この行動計画は連邦管轄権のおよぶ領域に

国内にない2項目(紛争地帯の子ども・貧困)が世界の施策には追加記述されている。

カナダ連邦政府の行動の方向の基本理念は、

①これまでの成功例に立脚すること

②明日のニーズを考慮して計画すること

③持てる手段を最大限に利用すること

としてこの行動計画に反映されている。過去半世紀に見るカナダ政府の施策には、国内・国外において人的資源の活用にはうらやましいものがあつた。NGOおよび国際機関との連携のうまさにおいてである。それは自国政府をも含んだカナダ社会の全階層(政府・産業界・NGO・親と子どもたち)に責任を共有するパートナーとしての強い基盤ができていからにはほかならない。

(好光 紀)

焦点を置いているが、また、州や準州、市町村の自治体、その他の機関にも、…行動計画を立てるよう求めている。…ケベックとオンタリオでは、子どものためのプログラムを細かく検討する委員会が任命されている。

この委員会の報告は「ケベックは子どもに夢中」(ケベック州)「子ども優先」(オンタリオ州)のタイトルで発表されている。カナダ政府は「カナダ子どものための行動計画」で提起された活動が地域社会のニーズに効果的に応えるようにするため、他の行政機関やNGOとも協力してゆくつもりである。

## ワルシャワ訪問記

### ポーランドに色濃く残る コルチャツクの足跡

J・コルチャツクと子どもの権利条約

1992年8月10日から14日まで、私はポーランドに滞在した。ワルシャワのガイドにお願したエヴァ女史に「ヤヌシユ・コルチャツク(5頁)基本用語(参照)を知っていますか」とたずねたら、「もちろん」という返事。意気投合して、エヴァ女史の案内でコルチャツクゆかりの地をおとずれた。

8月13日、午後3時すぎ、国際J・コルチャツク連合の事務所をたずね、事務局長(Dr. Hejor)のミェスチワフ・ヴィチツクさんにお話をうかがった。とくに私が知りたかったのは、コルチャツクの思想と子どもの権利条約とのつながりについてである。子どもの自己決定権についてコルチャツクの考え方が条約に反映されていると思うかどうか……。ポーランドのアダム・ロパトカ教授が熱心に条約づくりに参加していたがご存じですか、とたずねた。ヴィチツクさんは次のように答えた。

「よく知っている。ロパトカ教授は、当コルチャツク委員会(エヴァ女史の訳)のイェジ・クベルクスキ委員長と古くからの親しい友人であり、ロパトカ教授が条約の原案を作成していた時

期によく委員会をおとずれ、クベルクスキ委員長とたびたび相談していた。ただし、相談の本身は知らない。直接ロパトカ教授に聞いたらどうか」

国際J・コルチャツク連合(近藤二郎氏訳)は、1979年、コルチャツク生誕100周年を記念してワルシャワに創立された団体であり、イェジ・クベルクスキ氏は、当時ポーランドの文部大臣。ロパトカ教授は、国際連合で条約を審議していた人権委員会ワーキング・グループの議長をつとめ、ポーランドの政府要人(最高裁長官)でもあった。クベルクスキ氏とロパトカ氏とのつながりは、コルチャツク思想と子どもの権利条約との密接な関係を示す有効な事実として今後注目しておく必要がある。



ヤヌシユ・コルチャツクの墓標

コルチャツク思想と学校教育

ミェスチワフ・ヴィチツク氏の話では、コルチャツクの思想は第2次大戦後のポーランドの学校教育にとって、「教育思想の基準」にすえられていたという。戦後、ワルシャワには「コルチャツク」の名を冠した学校が25もできた(ポーランド全体では70)。

ただし、私が、コルチャツクの個人主義的な考え(たとえば自己決定権など)が全面的にポーランドの社会主義体制の中に受け入れられたとは思えないが、と質問したところ、「制約はあった」との返事。

1989年の「改革」以降は「制約」もなくなったとのことである。たとえば、コルチャツクが経営した「孤児の家」での「子ども裁判所」の発想は、コルチャツク小学校(ポーランド西北)のキャンプの運営に生かされているという。

コルチャツク連合の事務所をあとにして、エヴァ女史の息子さん(小学校7年生。ポーランドは7〜15歳、8年制の小学校である)が通うワルシャワ第97小学校を訪問(ワルシャワ内には約500の小学校があり、設置順にナンバード呼ばれる)。エヴァ女史の話では、1989年の改革以降、学校

の改革が進んだという(従来、学校長のほとんどは共産党員が占めてきており、いわゆる「保守派の牙城」であった)。

コルチャツクの考えの一つである「サモジョン」(自分で自分たちの政治をする、の意。ヨーロッパ型の「学校協議会」に当たる)が最近各学校に取り入れられ始めた。第97小学校では、教師代表5名、親代表5名、生徒代表5名、計15名の委員会(サモジョン)が作られて学校の経営を行なう方式とられ、昨年の秋に各代表の選挙が大々的に行なわれたという。校門にはステッカーが貼られ、プログラムが作成され、教師は教師代表を、親は親代表を、生徒は生徒代表(教員は当初、生徒代表制に反対であったという)を真剣に選んだ。生徒代表の選挙には600名の生徒(全校生700名、1クラス21〜25名で編成。ちなみに校長も公選制)が参加した。もちろんこの「サモジョン」は初の体験であり、これがどうなっていくのか、今後の成り行きについては、私に随時レポートしてくれる、とエヴァ女史が約束してくれた。なお、エヴァ女史は小学校・高校の教員を経て現在日本語通訳をつとめるポーランド人。川端や谷崎の日本語純文学をポーランド語に訳して紹介しているかたである。ワルシャワ大学の日本語学科の教員と結婚されており、1970年代末にはご夫婦で札幌を訪問した経験を持つ。(喜多明人)

## 〈メッセージ〉

▼いま私達おとなは自分の権利には敏感だが意外に子どもの権利を尊重していない。親育てをしてくれる子どもを単に王様にするのではなく、おとなが考えた権利を押しつけることでもない、子どもの権利を認めるということがどういうことなのか、じっくり考えてみる必要がある。(埼玉/万年山えつ子)

▼8月6日、宮城での学校事務職員制度研大会で喜多さんの話を聞き、自分の思いとの重なりに力が湧いてきました。「学校5日制」への危機感から出発して、地域ぐるみの生涯学習体制づくりの中に追いつてられる子どもたち、それが、いまの私の問題意識といえるでしょうか。ニュースレターの情報交流に期待しています。

(東京/白井吉宗)  
▼子どもの権利条約は「すべての」子どもの権利条約であらねばなりません。「障害児」といわれる子どもたちの権

## 編集後記

◆すでにお知らせしてありますがジュネーブ行き等の事情もあり本誌の発行が遅れたことをお詫びします。その甲斐あって、子どもの権利委員会ではいろいろな収穫がありました。詳しくは次号にて。

◆前号でも言葉の問題に触れましたが、子どもの権利委員会であらためて痛感したのは、ヨーロッパの人間というのは数か国語をこともなげに操るのだということ。母国語に加え、英語とフランス語(できればスペイン語)は当たり前という雰囲気すらあります。◆たとえば、朝鮮語や中国語が流暢に話せる日本人がどれだけいるでしょうか。平野も英語しか話せませんが、アジアにおける子どもの権利保障をどのように組み立てていくのかという問題を考えるとき、言葉の問題を軽視するわけにはやはりいきません。また宿題をどっさり持ち帰ってきたという感じで、滞在中に2キロ太った体重もすぐに落ちそうな気配です。

(10月21日・平野裕二記)

利が第2条でうたわれていることを重んじ、みずから意見表明のむずかしい子どもの「ことば」に耳を傾けるネットワークであってほしいと思います。21世紀にむけての活躍を期待します。

(東京/青木道代)

▼私たち「長野県子どもの権利条約の会」も仲間に入れてもらえたらと思います。ちよくちよく会報も送ります。よろしく。(長野県子どもの権利条約の批准と実行をすすめる会/宮川康浩)

## 〈事務局だより〉

巻頭でも喜多さんが触れていますが、9月28日から2週間、ジュネーブの国連本部で子どもの権利委員会が開催され、事務局から荒牧・平野・田中が、研究者の今井直さんと世取山洋介さんとともに傍聴に行きました。会議は意外にフランクで友好的でした。委員は全締約国の中から代表者10人で、それぞれ活発に発言していました。今回

期待していた締約国からの報告とその審査がなかったのは残念でした。スウェーデンの委員の「報告の提出は締約国の義務であり、督促制度をもっと整備する必要がある」という意見に同感しました。

初日にDCIの事務総長から招かれて、国連から徒歩で5分の事務所を翌朝訪ねました。また、子どもの権利委員会の事務局補佐をやっておられるフィオナ・クボタさんから日曜日の昼食に招待され、ご家族のかたたちとみんな楽しんでひとときを過ごしました。会議は英語・フランス語・スペイン語で同時通訳され、ユニセフをはじめ国連機関やNGOなどの報告もありましたが、詳細は11月8日の1周年記念イベントで報告します(本誌次号にも記事を掲載)。

ところで、日本では政治に対する国民の強い怒りが金丸議員を辞職させました。朝日小学生新聞に載った金丸氏辞職に対する小学生の反響が、16日付

天声人語に紹介されました。「選挙権のある大人ははっきりした意見をもって国会議員を選んでは」「政治家は自分の意見をもってやることもだいじだ」の両意見に同感。そして天声人語氏の結びは、「▼子どもたちは市民としての社会生活に向かって助走中なのだ。」

(田中尚代)

子どもの権利条約ネットワーク  
設立1周年記念イベント

激論！ 子どもの権利条約

11月8日(日)午後1時～4時30分  
於/立正大学大崎校舎第7会議室

(東京都品川区大崎4-2-16)

資料費/500円

★プログラム★

\*ビデオ「子どもの権利」

\*報告/子どもの権利委員会など

\*ディベート

\*激論！ 子どもの権利条約

\*総会

『子どもの権利条約』No.5

1992年9月15日発行

★発行(隔月刊)

子どもの権利条約ネットワーク

〒105 東京都港区海岸

1-6-1-831

Network for the Convention

on the Rights of the Child

Minato-ku Kaigan 1-6-1-831

TOKYO 105, JAPAN

Tel. 03-3433-7990

Fax. 03-3433-7369

(月曜日/午前10時～午後4時)

★発行人 喜多明人

★編集人 平野裕二

★年会費 3,000円

18歳未満2,400円

\*郵便振替 東京8-750150

★印刷 樹M企画